

資料3

【資料1の質問・意見に関する回答】

質問No.	資料種別	ページ	担当課	質問等内容	市の考え方						
1	資料1		人権・男女参画室	<p>◆用語説明について</p> <p>初出ページに解説が記されていない場合がある。 紙面の余白の都合で記さないのであれば、「P●参考」の表記が欲しいです。</p> <table> <tr> <td>ポジティブ・アクション</td> <td>初出 P2</td> </tr> <tr> <td>ワーク・ライフ・バランス</td> <td>初出 P3</td> </tr> <tr> <td>セクシュアル・ハラスメント</td> <td>初出 P7</td> </tr> </table>	ポジティブ・アクション	初出 P2	ワーク・ライフ・バランス	初出 P3	セクシュアル・ハラスメント	初出 P7	記載します。
ポジティブ・アクション	初出 P2										
ワーク・ライフ・バランス	初出 P3										
セクシュアル・ハラスメント	初出 P7										
2	資料1	7 下から 8行目	人権・男女参画室	「男女共同参画センター登録団体数、登録人数は横ばい」という状況です。」という表現ですが、プラスの表現にはなっていません。「横ばいながら協働で活動している」のような表現が適当ではないでしょうか。	「男女共同参画センター登録団体」とも協働で運営を推進しています。						
3	資料1	13	人権・男女参画室	在住外国人に関する記述ですが、後半では「定住外国人」の表現がでてきます。	<p>『「定住外国人」については、概ね5年以上の居住者を指す。』と国際保健用語集に記載があります。P13、P58の「在住外国人」は、日本に暮す外国人という捉え方をしております。</p> <p>「在日外国人」という表記もありますが、行政では「在住外国人」と表記しています。</p> <p>P57の施策番号75の『内閣府「定住外国人施策ポータルサイト」』については、『法務省「外国人生活支援ポータルサイト」』に変更となっていましたので変更します。『◆ホームページに「定住外国人への情報提供を行うページ」の作成』を『・・・「外国人情報コーナー」・・・』に変更します。</p>						

質問No.	資料No.	ページ	担当課	質問等内容	市の考え方
4	資料1	14 16	人権・男女参画室	農業委員会以外に女性委員ゼロの委員会はない、という理解でいいでしょうか。表1・最上欄ですが、「女性の人数」を「女性の委員数」、また、「農業委員会の総数」は「農業委員会の委員総数」の方がいいのではないかと思います。	P16の表1の説明ですので、農業委員会以外はありません。表1の表記について変更します。
5	資料1	19 ～ 20	人権・男女参画室	図15の4つの図すべてに、資料出所を記載した方がいいと思います。ページ毎ではなく図ごとに、という意味です。また、「・」ごとの説明文は、阿部氏の説明ではないので、図の真下に「資料出所」と書いて、その下に「・」の説明文を置いた方がいいように思います。（細かくてすみません！）	変更します。
6	資料1	23	人権・男女参画室	2行目「意識調査を実施しました。」の箇所に、実施年を挿入した方がいいように思います。	挿入します。
7	資料1	26 27	人権・男女参画室	表6について 表がページにまたがっているので、1枚にまとめた方が見やすいので集約してください。	すみません、確認漏れです。集約します。
8	資料1	50	人権・男女参画室	◆活動指標「アドバイザー養成講座における男性の参加率」について 令和元年度から「アドバイザー養成講座」ではなく、それに代わるものになっています。令和8年度の目標値を設定する場合、名称変更等の注意が必要ではないでしょうか。	ご指摘の通り、「アドバイザー養成講座」は平成30年度までです。 基本目標は「男女平等の参加参画で社会を活性化する」の項目ですので、令和元年度からは、「男女共同参画社会づくり講座における男性の参加率」に変更し、目標値は30%とします。

質問No.	資料No.	ページ	担当課	質問等内容	市の考え方
9	資料1	50	高齢介護室	シルバー人材センターの仕事割り振りについて、男女の役割差というのはあるのでしょうか。	依頼内容によって、実質的な役割差は一定存在します。
10	資料1	50	公民協働推進室	自主防災組織設立数とありますが、「自主防災組織」の定義はどのようなものでしょうか。届出制ですか？	届出制です。 町会・自治会又はこれに準すると認める団体で結成され、会長、副会長等を設け、防災に関する活動を平常時または災害時にする団体です。
11	資料1	50	公民協働推進室	総務省消防庁の手引きに基づき自主防災組織設立数に令和元年から変更になったということで理解してよろしいでしょうか？ 男女共同参画の視点から目標値の団体数と加えて（団体のリーダーを女性が担っている数値もカウントされるといいのではと思いますが）例えば100団体(うち女性リーダー10団体)という風なカウントは今後可能でしょうか？	変更につきましては、市の事業変更、目的変更によるものです。 可能です。 (但し、自主防災組織は地域の方々が組織する組織ですので、組織の編成等については市の意見、指導できる団体ではありません。)
12	資料1	56	人権・男女参画室	74の事業内容説明の趣旨が少しあかりにくいので、次のような表現にしてはどうでしょうか。「日本語が外国人にとって地域社会で生きていくための基盤となり、また、教室活動そのものが日常生活における対等な人間関係や地域でのネットワークの構築につながるように、「日本語サロン」・・。	修正します。
13	資料1	60	人権・男女参画室	「心身の健康～」の年間延人数ですが、受講生の延人数と書いた方がいいのでは？	挿入します。

質問No.	資料No.	ページ	担当課	質問等内容	市の考え方
14	資料1	60	健康づくり推進室	乳がん検診と子宮がん検診の受診率ですが、「45%以上」の「以上」は不要では?	「第3次健康都市いづみ21計画」の健康チェック分野の目標値と整合性をはかっています。
15	資料1	71 72	人権・男女参画室	P71の※では、「生活の本拠を共にしない交際相手は含みません」とありますが、P72の「本計画」では、対象にするという理解でいいでしょうか。	その通りです。
16	資料1	82	人権・男女参画室	市が行っている取組内容の5項目 母子寮への入所⇒母子生活支援施設 ※平成10年児童福祉法改正より変更されているのは?	変更します。
17	資料1	82	人権・男女参画室	児童の概念は多様だから、「20歳未満の児童」は「20歳未満の子ども」の方がいいのでは?「住登外」は正式名称を書いた方がいいのでは?	『母子及び父子並びに寡婦福祉法における児童とは、20歳未満の者である』と定義されています。 ここでは、ひとり親世帯の申込みについて記載していますので『また、の次に「ひとり親世帯で申込みの場合は、」』を挿入します。 「住登外」は「住民登録外」に変更します。
18	資料1	86	人権・男女参画室	トランスジェンダーを「性別越境者」と記載していいのでしょうか。公式な訳語?	「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人。「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られる。 【法務省ホームページ】 に変更します。
19	資料1	87	人権・男女参画室	セクシュアルハラスメントが「地域社会などでも起きている」とありますか、どういう意味でしょうか?	必要ないと思います。削除します。

質問No.	資料No.	ページ	担当課	質問等内容	市の考え方
20	資料1	88	人権・男女参画室	英語表記は、次の方がいいように思います。（本文中も） Reproductive Health/Rights Work-Life Balance	修正します。
21	資料1	88	人権・男女参画室	ロールモデルの説明中、「・・・参画会議意見」の「意見」は削っていいのでは？	修正します。
22	資料1	111	人権・男女参画室	昭和60欄「S60年改正」は不要では？	修正します。
23	資料1	114	人権・男女参画室	平成25年欄「平成26年1月施行」の「平成26年」は「H26年」。ここだけ施行月記載？	他と合わせます。

資料3

【資料2の質問・意見に関する回答】

質問No.	資料No.	質問内容	市の考え方
1	資料2	警察から保護命令の⇒及びDVセンターからの保護命令の⇒は削除してください。あくまで保護命令は本人の申し立てですから。	警察や女相が申し立てするのではなく、「保護命令の申し立ての支援」という目的で表記しています。わかりやすく表記します。
2	資料2	DV相談は人権・男女参画室及びこども未来室が主とお聞きしていますので、暮らしサポートセンター（市民相談）を並列するのはいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、DV相談について、人権・男女参画室及びこども未来室が主ではありますが、暮らしサポートセンター（市民相談）については、高齢者虐待相談窓口や障がい者虐待相談窓口等対象者がおおよそ限定される相談窓口ではなく、あらゆる主訴に対する相談窓口ということで、記載しています。
3	資料2	本人からの⇒警察へは避難・安全確保のため 医療機関は治療のためとして医療機関から警察及び男女へのいずれでもへ通報していただく矢印を入れてください。	わかりやすいように矢印の種類を変更します。
4	資料2	DV被害者から市に対して相談の矢印は良いが、支援は逆の方向であるので、分けてはいかがですか。	被害者から見たフロー図です。被害者がここに行けば相談も支援も受けられるということで市役所の相談窓口をまとめています。
5	資料2	住民票閲覧制限で「岸和田」が記載されている理由が少しわかりにくいように思います。「市民室」だけの表記としてはいかがですか。	市民室だけの表記にします。